

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

コンテナラウンドユース推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県

3 地域再生計画の区域

埼玉県の全域

4 地域再生計画の目標

効率的で安定した海上コンテナ物流の仕組みづくりにより、企業立地環境が向上している。海上コンテナ物流の効率化による県内産業の生産性向上や国際競争力の強化が図られている。京浜港で取り扱う海上コンテナ物流量の増加により、慢性的な受渡し渋滞が発生しており、企業誘致・産業振興を図るうえで重要な県内物流に悪影響を及ぼしている。物流効率化を進めるための荷主、運送業、船会社など海上コンテナ物流関係事業者間の連携が進んでいない。その状況の改善を目標とする。

【数値目標】

(平成 28 年度)

- ・事業者間連携を行った企業件数

(社会実験結果より、コンテナラウンドユース関連企業数)

平成 29 年 3 月末：159 社 (累計)

- ・CO2 削減量 (トン) 平成 29 年 3 月末：55 トン

(平成 29 年度)

- ・埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会 (SCRU) の開催件数

平成 30 年 3 月末：計 1 回

(平成 30 年度)

- ・埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会 (SCRU) の開催件数

平成 31 年 3 月末：計 1 回

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会 (SCRU) を運営し、企業間連携の後押し、事業者ニーズの把握を行う。コンテナラウンドユース社会実験を通じ、課題の

抽出と分析を行う。事業者間連携を推進するため、コンテナラウンドユースという仕組みのPRを強化する。空コンテナ輸送を減らすコンテナラウンドユースの仕組みの構築を支援することで県内の海上コンテナ物流を効率化する。県と民間による協議会を設置し、事業者ニーズの把握などによる海上コンテナ物流関係事業者間の連携を後押しすることで、事業者間のマッチングを推進する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体 埼玉県

2 事業の名称及び内容：

【コンテナラウンドユース（コンテナ往復利用）の推進事業】

埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会（SCRU）を運営し、企業間連携の後押し、事業者ニーズの把握を行う。コンテナラウンドユース社会実験を通じ、課題の抽出と分析を行う。事業者間連携を推進するため、コンテナラウンドユースという仕組みのPRを強化する。空コンテナ輸送を減らすコンテナラウンドユースの仕組みの構築を支援することで県内の海上コンテナ物流を効率化する。県と民間による協議会を設置し、事業者ニーズの把握などによる海上コンテナ物流関係事業者間の連携を後押しすることで、事業者間のマッチングを推進する。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

県、海上コンテナ物流関係事業者（荷主、運送業、船会社）などを構成員とした「埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会」を設置する。

民間主導の協議会の主体的な取組につなげるため、県は協議会と連携してコンテナラウンドユースの課題抽出や効果検証、PRなどを行う。

【地域間連携】

県が支援をしているコンテナラウンドユース推進協議会において、川崎市や横浜市から各港湾の情報提供を受け連携して事業を進めている。これにより埼玉県だけでなく、首都圏全体の物流の効率化を図る。

【政策間連携】

県内の海上コンテナ物流効率化により、県の企業立地の優位性を高め、県内への企

業誘致、既存企業の定着を図る。コンテナラウンドユースの仕組みを構築することで物流コストが圧縮されるなど、県内企業の収益力向上につながるため、他の産業施策との相乗効果が生まれる。海上コンテナ物流の効率化によるトラックの輸送サイクルを抑制することにより、CO₂を削減するなど環境施策にも寄与する。

【自立性】

県が海上コンテナ物流関係事業者などによる企業連携・推進活動を後押しし、民間主導によるコンテナラウンドユースの仕組みを構築する。

コンテナラウンドユースの仕組みの構築後は、民間主導の協議会が中心となって県内の海上コンテナ物流効率化の取組を独自に進めていく。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

- ・事業者間連携を行った企業件数

（社会実験結果より、コンテナラウンドユース関連企業数）

平成29年3月末：159社（累計）

- ・CO₂削減量（トン） 平成29年3月末：55トン

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、各年度の目標及びKPIの達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。検証結果はHPで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 30,024千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成29年3月31日（1か年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

- 5-3-2 支援措置によらない独自の取組
該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度、各年度の目標及び KPI の達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

平成 29 年 8 月頃（予定）に埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、目標及び KPI の達成状況の検証を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

目標及び KPI の達成状況の検証を行うために開催した埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議の会議資料及び結果概要等について HP にて公表する。